

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月15日（火）午前9時00分から午前9時35分
2. 開催場所 山江村役場2階大会議室
3. 出席委員（13名）
 - 農業委員 6名
 - 推進委員 7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第16号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第17号 山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について
 - 日程7 その他
 - 日程8 今後の行事
 - 日程9 閉会
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 事務局係長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。
山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名でございます。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和3年6月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

それでは、なしということですので次に移らせていただきます。次に日程4 議事に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、4番農業委員をお願いいたします。

議長

次に日程5、議第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局係長

それでは、議第16号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第16号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和3年6月15日提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。今回、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりとなっております。小計16筆、面積合計8,733㎡でございます。(譲渡人、譲受人について説明)、親子関係であるため贈与となっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。3ページから

4 ページが申請書と土地明細の写し。5 ページから 8 ページが位置図及びいくつか抽出して調査した現況写真を添付しております。農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、9 ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては申請者及び担当農業委員・推進委員と共に 6 月 7 日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは説明いたします。6 月 7 日月曜日ですね、午前 10 時 10 分より申請者、事務局係長、担当推進委員、そして私の 4 名で現地調査を行っております。(申請地所在について説明)。現状としましては大変荒地が多く迫田といいますか引込んだところが多く、現在は 3 反くらい稲を作付されておりました。今回は親子の登記ということで、親の元気なうちに登記をしておこうということであったわけですので何の問題もないと思います。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等はありませんでしょうか。担当農業委員より説明がありましたけれども親子関係の贈与ということで問題はないと思いますがどうでしょうか。何かございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、質疑がないようですので採決をいたします。「議第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第 16 号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第17号「山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局係長

それでは、議第17号についてご説明いたします。総会資料の10ページをお開きください。議第17号「山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について」令和3年山江村農用地利用集積計画（第5次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和3年6月15日提出、山江村農業委員会会長。11ページ、12ページが意見書の写し。13ページが総括表となっております。14ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。今回申請されましたのは、使用貸借権の新規設定が1件、賃借権の新規設定が3件の計4件で案件の総面積は16,273㎡となっております。15ページは農業公社を通した集積計画の一覧となっております。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。16ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申請でございます。（16ページ申請人に関して説明）。17ページをご覧ください。（申請内容について説明）。18ページから19ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。なお、現地調査につきましては会長と共に6月7日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。6月7日9時40分過ぎに貸し手の方、借り手は農業公社ですが作り手の方、事務局係長、私の4人で現地調査を行いました。（申請地所在について説明）。貸し手の方から依頼をされていた方に不幸があり、今後管理ができないということで今回、新しい作り手の方と契約に至ったということであります。栗が植栽されておりますが今後これ以上荒らさないようにということで今回は賃料が発生しない使用貸借権での利用権設定となっております。皆様方からの質疑・意見等ありましたらよろしく願います。

議長

それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方、何かございませんか。

会長職務代理者

期間が10年とあるよね。これは借りられてる方から3年か5年くらいと聞いてたんですけど。

事務局係長

総会資料の15ページをご覧になっていただければ分かるかと思いますが、あくまでも今回、出し手と農業公社との契約が10年、受け手の方につきましてはとりあえず5年。農業公社から5年借りる。5年後にそこを同じ方が更新するのか別の方にするのかという再設定の話はあるかと思いますが、受け手の方に関してはとりあえず5年ということでの話になっております。

議長

他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは質疑・意見等ないので採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分につきましては原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件7筆分について事務局の説明を求めます。

事務局係長

それでは、新規設定1件7筆分についてご説明いたします。総会資料の20ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(20ページ申請人に関する説明)。21ページをご覧ください。(申請内容について説明)。全7筆。合計面積が7,813㎡でございます。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。22ページ・23ページに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、申請者及び担当農業委員と共に6月7日に行っております。以上でございます。

議長

それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい。それでは説明します。まず、現地の方ですが1つ前の案件にありました隣になります。6月7日午前10時より貸し手の方、公社の方は来られませんでした。受け手候補者の方、事務局係長と私の4人で現

地立会いをしてきました。借り手の方が管理もよくされているらしくて草払いもしてありました。この方は県内から帰って来られたというか、母方の実家がこちらで、おじいさんが栗園の管理ができなくなってきたということで、栗園をやるといって戻ってきたみたいです。規模拡大をしたいので探していたところだったといいますが、今後も栗をたくさん作っていきたいという話をされていまして、ぜひ応援していければと思っています。賃借料とかも話し合っただけで決めたとは言われてましたので大丈夫とは思いますが、皆様の審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度 農業委員の方、質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑がないようですので採決をいたします。新規設定1件7筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件7筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

次の議題に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件が2件ございます。〇〇農業委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 9時15分

議長

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、新規設定1件2筆分についてご説明いたします。総会資料

の24ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。
(24ページ申請人に関して説明)。25ページをご覧ください。(25
ページ申請内容について説明)。以上2筆。合計面積は1,875㎡とな
っております。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のと
おりとなっております。26ページ・27ページに地籍図、現況写真を
添付しております。28ページに調査書を添付しております。現地調査
につきましては、申請人及び担当委員の代理として会長、それと担当推
進委員と共に6月7日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので私より補足説明をいたし
ます。6月7日午前9時15分頃、貸し手の方は来られませんでした
が借り手の方、担当推進委員、事務局係長、私の4人で現地調査を行いま
した。(申請地所在について説明)。10年ほど何も耕作ができていない
ような状態でした。近くで耕作をされている担当推進委員の働きかけで
今回の契約に至ったということであります。今後も引き続き耕作が認め
られると思います。賃借料は双方の合意で反あたり、ご覧のとおりとな
っております。皆様の審議をよろしく願います。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員の方から何かあり
ませんか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当農業委員の説明が終わりましたのでこれより質
疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等ないので、それでは採決をいたします。
新規設定1件2筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明を求

めます。

事務局係長

はい。それでは、新規設定1件1筆分についてご説明いたします。総会資料の29ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。(29ページ申請人に関して説明)。30ページをご覧ください。(30ページ申請内容について説明)。31ページ・32ページに地籍図と現況写真を、33ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては申請人及び会長と共に6月7日に行っております。以上でございます。

議長

はい。事務局の説明が終わりましたので、私より補足説明をいたします。

議長

6月7日9時より、貸し手の方、借り手の方、事務局係長、私の4人で現地調査を行いました。(申請地所在について説明)。この土地は以前は口頭契約による貸し借りを行っておられました。ですが、ここ5年くらいほど耕作されていないような状況だそうであります。そこで隣接する所で耕作されている今回借り手の方が土地を借りて耕作することになったということであります。(賃借料と借り手の方について説明)。きちんと耕作されることが保障されます。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見等がないようですので、採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。それでは全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 9 時 2 5 分

議長 次に日程 7 「その他」となっております。事務局より、連絡をお願いいたします。

事務局係長 その他について説明。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 それでは、次に日程 8 「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 今後の行事について説明。

議長 それでは、日程 1 0 「閉会」に移ります。以上を持ちまして農業委員会 6 月期総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 3 年 6 月 15 日(火)午前 9 時 35 分終了

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)